

中国における食品関連規定「食品安全国家標準」解説（２）

当該レポートは、

JETRO「農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム」内の中国のカントリーレポートや品目別レポートをお読みになった上で、中国の食品安全国家基準の規定についてより詳しく知りたい方の為に作成しています。

「食品安全国家基準」の基本的な説明に関しては以下の解説を御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/20251120.pdf>

輸出に関する基本的な内容は以下の資料を御覧ください。

JETRO・中国 <https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/cn.html>

>品目別輸出ガイド <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/exportguide/>

>関係法令 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/law.html>

農林水産省・輸出支援プラットフォーム

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#CN>

【免責条項】

本資にて提供される情報については、生産者や事業者の方々の中国輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保障するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。

本資料での情報提供に関連して、ご閲覧者様が不利益を被る事態が生じたとしても、農林水産省及び本資料提供者はご閲覧者様に対し一切の責任を負わないものとします。

本資料に関するご意見、ご質問は、以下までお願いいたします。

中国農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム上海事務局

電話番号：86 21 6270 0489

Email アドレス：PCS-Food@jetro.go.jp

目次

1. 改定の背景	1
2. GB 7718:預包装食品ラベル通則とは	1
GB 7718-2025 の主要な改訂点.....	2
3. GB 28050:預包装食品栄養表示通則とは	5
GB-28050-2025 の主要な改訂点	5
4. 企業対応のポイント	8
 付録1:日本企業向け対応チェックリスト	10
付録2:菓子類、調味料類、酒類の新標準を反映したそれぞれの食品表示と栄養成分表示の事例と注意点	11
 別添:中国食品関連法規最新情報 9-11 月	16

中国食品法規解説シリーズ 第2弾

— 食品ラベルと栄養表示 —

2025 年 12 月 31 日

中国市場における食品表示制度は、近年急速に整備・強化が進んでいます。2025 年に公布された新しい国家標準「GB 7718-2025 (預包装食品ラベル通則)」および「GB 28050-2025 (預包装食品栄養表示通則)」は、その象徴的な改訂です[1]。両規格は、消費者の健康意識の高まりや国際的な整合性を背景に、食品表示の透明性と正確性を一層重視する内容となっています。GB 7718-2025 は、食品名称の明確化、致敏物質(アレルゲン)表示の強化、デジタルラベルの導入、輸入食品の表示要件など、ラベル表示の基本ルールを刷新しました。一方、GB 28050-2025 は、栄養成分表示の義務化項目を拡充し、飽和脂肪酸や糖の追加、警告文の義務化など、栄養情報の透明性を高めています。

本稿では、これら 2 つの規格の改訂ポイントと実務上の留意事項を整理し、日本企業が中国市場で適切な対応を行うための視点を提供します。

1. 改訂の背景

食品安全法と「健康中国 2030」政策

中国の食品表示制度は、食品安全法を基盤とし、消費者保護と国民の健康増進を目的に進化してきました。近年は「健康中国 2030」政策の推進により、栄養情報の透明性や食品選択の科学性が重視され、過剰な塩分・糖分・脂質摂取を抑制する取り組みが加速しています[2]。こうした政策的背景が、食品ラベルの表示要件強化や栄養成分表示の義務化を後押ししました。

WTO 通報と国際整合性

GB 7718-2025 および GB 28050-2025 の改訂は、国内規制の高度化だけでなく、国際貿易における透明性確保も目的としています。改訂案は WTO に通報され、国際的な意見聴取を経て策定されました。これにより、表示ルールはコーデックス規格など国際基準との整合性を高め、輸入食品や輸出食品のラベル要件を明確化することで、グローバル市場での競争力を確保しています。

2. GB 7718: 預包装食品ラベル通則とは？

GB 7718 は、中国の食品表示制度の中核を担う国家標準であり、「預包装食品ラベル通則」として、すべての預包装食品に共通するラベル表示の基本ルールを定めています。この標準は、食品安全法を実施するための重要な技術規範であり、消費者が購入時に必要な情報を正確かつ明確に取得できるようにすることを目的としています。

具体的には、食品名称、配料表、净含量、製造者情報、製造日・保質期、保存条件、食品生産

許可番号、標準代号、致敏物質(アレルゲン)など、強制表示事項の範囲と表示方法を規定しています。また、輸入食品に関する表示要件や、特殊加工食品(放射線殺菌処理【辐照加工】食品など)の表示ルールも含まれています。

GB 7718 は、食品業界にとって「ラベル表示の基本法」とも言える存在であり、製品の市場流通に不可欠な規格です。2011 年版は長年運用されてきましたが、食品産業の多様化、デジタル技術の進展、国際貿易の拡大に伴い、従来の規定では対応が難しい課題が顕在化しました。

こうした背景を踏まえ、2025 年版(GB 7718-2025)では、定義の見直し、表示要件の強化、デジタルラベルの導入、アレルゲン表示の義務化など、実務に大きな影響を与える改訂が行われています。

GB 7718-2025 の主要な改訂点

GB7718-2011 の改訂版である GB 7718-2025 は、2025 年 3 月 16 日に国家卫生健康委員会(National Health Commission of the People's Republic of China:NHC)と国家市場監督管理総局(State Administration for Market Regulation:SAMR)の共同発表により正式に公布され、以降 2 年間の準備期間を経て、2027 年 3 月 16 日から施行されます(公告番号:2025 年第 2 号)[1]。旧版から大幅な改訂が行われ、食品ラベルの透明性と正確性を強化しています。以下、主要な改訂内容の説明です。

今回の改訂では、まず適用範囲が整理されました。従来は直接消費者に提供される预包装食品のみを対象としていましたが、新標準では非直接提供食品も対象に含まれています。一方で、輸送用包装や無包装食品は原則として対象外ですが、ラベルを表示する場合には本規格に準拠することが求められます。

定義の見直しも重要な改訂点です。「预包装食品」の定義に計量販売食品(称重・計件)が追加され、さらにデジタルラベル(QR コード等)という新しい概念が導入されました。これにより、情報提供の手段が従来の印刷ラベルに加えてデジタル化へと拡張されます。

基本要求については、強制表示事項を最小販売単位の外包装に明示することが義務付けられ、字体サイズや視認性に関する規定が強化されました。具体的には、一般表示は 1.8mm 以上、包装面積に応じて 2.0mm~2.5mm、製造日や保质期到期日は 3.0mm 以上とすることが求められています。また、白地黒字などコントラストを確保することも義務化され、消費者が容易に識別できる表示が重視されています。

食品名称の表示ルールも改訂され、食品の本質的属性を反映する名称を義務化しました。従来は大まかなカテゴリー名でも許容されていましたが、新標準では、配料特性や加工方法を明示する具体的な名称が必要です。さらに、植物性代替食品には「仿」や「素」などの表示を付記することが求められています。

致敏物質(アレルゲン)表示は、これまで一部推奨にとどまっていたですが、今回の改訂で義務化されました。小麦、甲殻類、魚類、卵、花生、大豆、乳、ナッツ類が必須表示対象となり、免除条件も明確化されています。また、製造ラインでの交差汚染リスクについては、推奨表示として記載

することが望まれます。

配料表と食品添加物表示のルールも大きく見直されました。複合配料については、含有量が25%未満の場合は原料展開を免除する一方、食品添加物は終製品で機能を発揮する場合のみ表示することが求められます。食品添加物の表示形式は、通用名称と機能名の併記が推奨され、小包装ではINS番号の使用も認められています。更に、“无”“不含”等の語句を使用した表示に関して、含まれる成分や添加物の含有量がゼロであるとする表現を禁止する規定も加えられました。例えば、「増粘剤無添加」「保存料不使用」といった表示は禁止されています。ただし、例外として他の法律や国家食品安全標準で別途規定がある場合は、その規定に従います。こうした表示は「天然」「より安全」といった誤解を招きやすく、実際には同等の効果を持つ別成分が含まれている場合もあるため、消費者の誤認を防止するためです。また、ラベル情報が過剰な宣伝やマーケティング手段にならないよう、事実に基づいた表示を徹底するためでもあります。なお、次章で紹介するGB28050中に低脂肪および無糖に関する記載がありますが、これは栄養強調表示の範疇に該当し、「低脂肪」および「無糖」という表示は、GB 28050 表 C.1 の関連要件を満たしている場合のみ可能になります。

例1:製品「無糖緑茶飲料」

栄養成分表示に糖質 0g/100mL と記載されているケース

⇒ 無糖や糖質 0g という表現は可

例2:製品「低脂肪牛乳」

栄養成分表示には脂質 1.2g/100mL と記載されているケース

⇒ 低脂肪という表現は可

更に食品名称又は食品ラベル上において、特定の原料若しくは成分が明示又は強調されている場合には、当該原料若しくは成分の添加量又は成品中含有量を定量的に表示しなければならなくなりました。例えば食品名称中に「桃」が含まれる場合（「桃ジュース」「白桃ゼリー」「桃ヨーグルト」等）、当該表示は、原料又は成分への言及に該当します。したがってこの場合は桃の定量表示をしなければなりません。

【根拠条文】4.4.1.1: 食品中的配料或成分若在食品名称中提及, 应标示其相关配料或成分的添加量或在成品中的含量。

定量表示の事例は以下のとおりです。

「桃含有量 30%」

「桃使用量 ≥10%」

「桃 20~30%」等

また、食品ラベル上において特定原料を強調する表示を行う場合も、同様に当該原料の添加量又は成品中含有量の表示をしなければなりません。

○該当表示の事例

「桃たっぷり」

「桃を使用」

「〇〇%の桃を使用」

【根拠条文】4.4.1: 在食品标签上特别强调添加或含有一种或多种配料或成分, 应采用在配料表中明示或附加文字说明的形式标示该配料或成分的添加量或在成品中的含量, 标示形式见 A.5。

ただし、桃の画像のみを使用し、文字情報として原料又は成分を強調していない場合は、定量表示義務の対象外となります。

特殊表示に関しては、辐照食品の表示義務が強化され、「辐照加工食品」または「经辐照处理」を食品名称近傍に表示する必要があります。また、警告文や品質等級の表示は、関連標準に基づく場合のみ認められます。

輸入食品の表示要件も強化されました。強制表示事項は中外文で一対一対応させることが義務付けられ、原産国表示や輸入商・代理商情報の明確化も求められています。これにより、輸入食品のラベル表示における透明性と正確性が向上します。

上記の改訂内容の要点を以下に列記します。

- **適用範囲の整理:** 直接消費者向けだけでなく、非直接提供食品も対象に。輸送包装や無包装食品は原則対象外だが、表示する場合は準拠。
- **定義の見直し:** 計量販売食品を「预包装食品」に追加、デジタルラベル(QRコード等)を新設。
- **基本要求強化:** 強制表示事項は最小販売単位の外包装に明示。字体サイズは 1.8mm 以上、日付は 3.0mm 以上、視認性確保(白地黒字など)。
- **食品名称の属性化:** 食品の本質的属性を反映する名称を義務化。代替食品には「仿」「素」等を付記。
- **致敏物質表示の義務化:** 小麦、甲殻類、魚類、卵、花生、大豆、乳、ナッツ類を必須表示。免除条件も明確化。
- **配料表・添加物表示ルール改訂:** 複合配料の展開条件(25%ルール)、食品添加物は通用名称+機能名併記、小包装では INS 番号使用可。
- **特殊表示の追加:** 辐照食品表示義務化、警告文や品質等級は標準に基づく場合のみ表示。
- **輸入食品対応強化:** 強制表示事項の中外文一対一対応、原産国表示、輸入商・代理商

情報の明確化。

- **フォーマット・視認性改善**: 多層包装や小包装の表示要件を細分化、字体サイズ規定を厳格化
- **食品名称又はラベル上に特定原料もしくは成分が明示又は協調されている場合**: 当該原料若しくは成分の添加量又は成品中含有量を定量的に表示

表1に GB7718 の旧規格 (2011 年版) と新規格 (2025 年版) の比較を纏めます。上述の通り、2027 年 3 月 16 日以降は 2025 年版で対応している必要がありますので、現行からの変更にご注意ください。

表1 GB 7718 の旧規格と新規格の比較

項目	GB 7718-2011 (旧)	GB 7718-2025 (新)
適用範囲	预包装食品 (直接消費者向け)	非直接提供食品も対象に追加
定義	预包装食品のみ	計量販売食品を追加、デジタルラベル (QR コード) 新設
主要展示版面	定義あり	削除
字体サイズ	明確な数値規定なし	最小 1.8mm、包装面積に応じて 2.0～2.5mm、日付 3.0mm
食品名称	「食品属性」概念なし	属性名称義務化、代替食品に「仿」「素」等表示
致敏物質 (アレルギー) 表示	一部推奨	義務化 (小麦、甲殻類、魚類、卵、花生、大豆、乳、ナッツ)
配料表	複合配料の展開条件不明確	含有量 25% 未満免除、食品添加物表示ルール強化
食品添加物表示	通用名称のみ	通用名称 + 機能名併記推奨、INS 番号使用条件追加
特殊表示	辐照食品表示あり	警告文義務化、品質等級は標準に基づく場合のみ
輸入食品表示	中外文対応の明確規定なし	強制表示事項の一対一对応、原産国、輸入商情報義務化
デジタルラベル	規定なし	QR コード等による情報提供を定義
食品名称又はラベル上に特定原料もしくは成分が明示又は協調されている場合	明確な食品名称中に記載された成分に関する定量表示義務なし	食品名称に言及された配料又は成分について、定量表示義務が明文化された。特に、新版においては、当該成分が食品名称中に文字として記載されている場合も定量表示の対象となり旧版と比

		較して、表示管理は一層厳格化された。
--	--	--------------------

3. GB 28050: 預包装食品栄養表示通則とは？

GB 28050 は中国の食品安全国家标准の中でも、預包装食品における栄養成分表示の基本ルールを定める規格になります。消費者が食品の栄養情報を正しく理解し、健康的な選択を行えるようにすることを目的としています。

この標準では、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムなどの必須表示項目や、栄養素基準値(Nutrient Reference Value: NRV 値)の設定、表示フォーマット、栄養強調表示の条件などを規定しています。2011 年版は長年運用されてきましたが、食生活の変化や健康政策の推進に伴い、より詳細で科学的な情報提供が求められるようになりました。

こうした背景を踏まえ、2025 年版(GB 28050-2025)では、必須表示項目の追加、警告文の義務化、NRV 値の更新など、栄養情報の透明性を高める改訂が行われています。

GB 28050-2025 の主要な改訂点

GB 28050-2011 の改訂版である GB 28050-2025 は、GB7718 と同じく、2025 年 3 月 16 日に NHC と SAMR の共同発表により正式に公布され、以降 2 年間の準備期間を経て、2027 年 3 月 16 日から施行されます(公告番号:2025 年第 2 号)[1]。旧版から大幅な改訂が行われ、食品栄養表示の透明性と正確性を強化しています。以下、主要な改訂内容の説明です。

まず、適用範囲が明確化されました。従来は直接消費者に提供される預包装食品のみを対象としましたが、新標準では非直接提供食品や輸送用包装も、栄養ラベルを表示する場合には本規格に準拠することが求められます。

次に、強制表示項目が拡充されました。従来のエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムに加え、飽和脂肪酸と糖が必須項目として追加され、各成分の含量と NRV 値に対する割合を併記することが義務付けられています。

さらに、栄養成分表の直下には「儿童青少年应避免过量摄入盐油糖(子ども・青少年は塩・油・糖の過剰摂取を避けるべき)」という警告文を表示することが新たに求められ、減塩・減油・減糖を促す政策的意図が反映されています。

用語や定義も整理され、エネルギーや糖、炭水化合物の計算方法が明確化されました。例えば、エネルギーは蛋白質・脂質・炭水化物の換算係数に基づいて算出し、糖は単糖・二糖の総和として定義されます。また、炭水化合物は基本的に減法で計算しますが、条件に応じて加法も認められています。

表示方法の柔軟性も高まりました。消費者に分かりやすくするため、エネルギーに「カロリー」、ナトリウムに「塩」、脂肪に「油」といった補足語を併記することが許容され、さらに「中国居民膳食指南」の食事バランスガイド(食事宝塔)を用いた視覚的表示も可能となりました。例えば、エネルギー

量を説明する場合、「k」「kJ」「kcal」などの文字を使用することが許されます。換算の例として、1 キロジュールは約 4.2 キロカロリーに相当します。ナトリウム含量を説明する場合、「塩」という文字を使用することが許され、1 グラムの塩は約 400mg のナトリウムに相当します。また、「中国居民膳食指南」の宝塔図形や、食物の多様性・合理的な組み合わせなどの推奨ルールを使用して表示することも許されます。

表示精度の管理も強化されています。エネルギーや脂肪、飽和脂肪酸、糖などは標示値の 120% 以下、蛋白質やビタミン類は 80% 以上という誤差範囲が設定され、品質保証の観点からも重要な改訂です。

NRV 値は最新の中国栄養摂取基準に基づき更新され、ビタミン D は $5\mu\text{g}$ から $10\mu\text{g}$ に、生物素は $30\mu\text{g}$ から $40\mu\text{g}$ に引き上げられました。一方で、コレステロールの NRV 値は削除されています。

表示フォーマットも改善され、従来の「100g(mL)あたり」に加え、「1 食分」を併記する形式が推奨されました。複数食品を同一容器に含む場合のフォーマットも新設され、実務上の柔軟性が高まっています。

さらに、強制表示の豁免条件も見直され、小包装の閾値は最大表面積 20cm^2 から 40cm^2 に拡大されました。生鮮食品や単一原料の乾燥品、包装飲料水、アルコール飲料など、特定の食品は引き続き豁免対象ですが、表示する場合は本標準に準拠する必要があります。

任意表示項目も拡充され、ビタミン A、B 群、カルシウム、鉄、亜鉛、n-3 系脂肪酸 (EPA、DHA など) が推奨項目として追加されました。これに伴い、各成分の「0」界限値や修約間隔も明確化されています。

最後に、栄養表示のルールが整理され、**表示数は 24 から 28 に増加**しました。新たに n-3 系脂肪酸に関する表示が追加され、比較表示では「減少飽和脂肪」が導入される一方、「減少蛋白質」「減少胆固醇」は削除されています。また、長期過剰摂取に関する警告的な作用表示も追加され、消費者へのリスク情報提供が強化されています。なお、栄養強調表示の条件も明確化され、「低脂」「無糖」などの表示条件を厳格化し、科学的根拠に基づく表示を義務化されています。

上記の改訂内容の要点を以下に列記します。

- **適用範囲拡大**: 非直接提供食品や輸送包装も表示する場合は準拠。
- **強制表示項目追加**: 飽和脂肪酸・糖を必須化、NRV% 併記。
- **警告文義務化**: 「儿童青少年应避免过量摄入盐油糖」を栄養成分表下に表示。
- **定義・計算法整備**: エネルギー換算係数、糖・炭水化物の定義を明確化。
- **補足表示許容**: 「カロリー」「塩」「油」などの補足語、食事宝塔図の使用可。
- **表示誤差範囲設定**: エネルギー・脂肪等は $\leq 120\%$ 、蛋白質・ビタミン等は $\geq 80\%$ 。
- **NRV 更新**: ビタミン D、亜鉛、ヨウ素などを改訂、コレステロール削除。
- **表示フォーマット改善**: 「100g/mL」+「1 食分」併記、複数食品対応。
- **豁免条件見直し**: 小包装閾値を 40cm^2 に拡大、生鮮品など特定食品は免除。

- **任意表示項目追加:** ビタミン A/B 群、カルシウム、鉄、n-3 系脂肪酸など。
- **栄養表示ルール改訂:** 表示数 24→28、n-3 系 PUFA 追加、警告的作用表示導入。
- **栄養強調表示の条件明確化:** 「低脂」「無糖」などの表示条件を厳格化し、科学的根拠に基づく表示を義務化。

表 2 に GB 28050 の旧規格 (2011 年版) と新規格 (2025 年版) の比較を纏めます。こちらも、上述の通り、2027 年 3 月 16 日以降は 2025 年版で対応している必要がありますので、変更点の対応にご注意ください。

表2 GB 28050 の旧規格と新規格の比較

項目	GB 28050-2011 (旧)	GB 28050-2025 (新)
適用範囲	预包装食品 (直接消費者向け)	非直接提供食品も任意準拠可能
強制表示項目	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム	上記に加え 飽和脂肪酸 と 糖 を追加
警告文	規定なし	「儿童青少年应避免过量摄入盐油糖」を義務化
NRV 値	2011 年版基準	最新栄養摂取基準 (2023 年版) に更新、コレステロール削除
表示フォーマット	100g (mL) 単位のみ	「100g (mL) あたり」+「1 食分」併記を推奨
任意表示項目	一部ビタミン・ミネラル	ビタミン A/B 群、カルシウム、鉄、亜鉛、n-3 系脂肪酸など拡充
栄養強調表示条件	条件不明確	「低脂」「無糖」等に対する科学的根拠を義務化
背景政策	食品安全法対応	「健康中国 2030」政策に対応、国際整合性強化

4. 企業対応のポイント

今回の GB 7718-2025 および GB 28050-2025 の改訂は、ラベル表示の内容・形式に関する要求を大幅に強化しており、日本企業にとっても早期対応が不可欠です。以下の 3 つの観点が特に重要です。

表示フォーマットの見直し

両規格とも、表示項目やフォーマットに関する要件が刷新されています。GB 7718 では、食品名称の属性化や字体サイズの厳格化、アレルギー表示の義務化が導入され、視認性確保のための

レイアウト調整が求められます。一方、GB 28050 では、飽和脂肪酸と糖の追加、NRV%の併記、警告文の義務化に加え、「100g (mL)あたり」と「1 食分」の併記フォーマットが推奨されます。企業は、既存のラベルデザインを全面的に見直し、改訂内容を反映した新フォーマットを早期に設計する必要があります。

サプライチェーンでの情報管理

改訂により、原材料情報や栄養成分データの精度が一層重要になります。複合配料や食品添加物の表示ルールが細分化されたため、サプライヤーからの情報収集と検証を強化し、製品仕様書やラベル作成システムに正確なデータを反映する体制が不可欠です。また、輸入食品については、中外文表示の一对一对応や原産国情報、輸入商・代理商情報の明確化が義務付けられており、国際取引における情報管理の精度向上が求められます。

実施スケジュールと猶予期間

両規格は 2025 年 3 月に公布され、2027 年 3 月に施行されます。約 2 年間の移行期間が設けられていますが、対象製品の多様性やラベル変更に伴う在庫調整を考慮すると、準備には十分な時間が必要です。企業は、製品群ごとの対応優先度を設定し、ラベル改訂計画を段階的に実行することが望まれます。

本レポート末尾に、GB 7718-2025 および GB 28050-2025 への対応を整理した『日本企業向け対応チェックリスト(簡易版)』を付録として掲載していますので、実務対応の参考にしてください。

5. まとめと今後の展望

GB 7718-2025 と GB 28050-2025 の改訂は、中国市場における食品表示制度の高度化を象徴するものです。これらの改訂は、消費者の健康意識の高まりや国際基準との整合性を背景に、食品業界に対してより高い透明性と正確性を求めています。日本企業にとっては、単なるラベル変更にとどまらず、製品情報管理や品質保証体制の強化、さらにはデジタルラベルや栄養教育を視野に入れた新しいコミュニケーション戦略の構築が重要な課題となります。

今後、中国の食品表示制度は、デジタル技術の活用や消費者教育の推進を通じて、さらに進化することが予想されます。企業は、法令遵守を基盤としつつ、消費者に対する情報提供の質を高めることで、競争力を維持・強化することが求められます。

出典・参照情報

- [1] 关于发布《食品安全国家标准 预包装食品标签通则》(GB 7718-2025)等 50 项食品安全国家标准和 9 项修改单的公告(2025 年 第 2 号)
<https://www.nhc.gov.cn/wjw/zcwjgg/202503/97802a2683b840dd8be0e1449982c6a5.shtml>
- [2] 中共中央 国务院印发《“健康中国 2030”规划纲要》、https://www.gov.cn/zhengce/2016-10/25/content_5124174.htm

付録1: 日本企業向け対応チェックリスト(簡易版)

A. ラベル設計・表示要件

1. 食品名称

- ・ 属性名称が正しく表示されているか(例:「牛肉味複合調味料」)。
- ・ 植物性代替食品には「仿」「素」などの表示が付記されているか。
- ・ 商標名や創作名が属性名称を誤認させないか。
- ・ 食品名称やラベル上に特定原料もしくは成分が明示又は協調されているか。

2. 字体サイズ・視認性

- ・ 強制表示事項の文字サイズ:最小 1.8mm 以上。
- ・ 包装面積に応じたサイズ:150cm²超→2.0mm 以上、400cm²超→2.5mm 以上。
- ・ 製造日・保質期到期日:3.0mm 以上。
- ・ 背景とのコントラスト(白地黒字など)が確保されているか。

3. 栄養成分表(GB 28050 対応)

- ・ 強制項目:エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪酸、糖。
- ・ 各項目の NRV%が正しく計算・表示されているか。
- ・ 警告文「儿童青少年应避免过量摄入盐油糖」が栄養成分表直下に表示されているか。
- ・ 表示フォーマット:「100g(mL)あたり」+「1 食分」併記。

4. 補足表示

- ・ 「カロリー」「塩」「油」などの補足語が適切に使用されているか。
- ・ 食事宝塔図などの視覚的補助表示が誤解を招かないか。
(実際の栄養バランスとは異なる面積比のイメージにならないか等)

B. 致敏物質(アレルゲン)管理

1. 義務表示対象(小麦、甲殻類、魚類、卵、花生、大豆、乳、ナッツ類)が正しく表示されているか。

※最終製品に上記 8 大アレルゲンのいずれかが含まれている場合、複合原料の含有量が 25%に達しているかどうかに関係なく、アレルゲン情報の表示が義務付けられています。

例えば、複合調味料の含有量が 25%未満で、その中の食品添加物が最終製品で作用しない場合、その複合調味料は「複合調味料」として直接表示でき、食品添加物を記載する必要はありません。しかし、複合調味料中のある食品添加物が最終製品で作用する場合は、成分表にその食品添加物を記載する必要があります。(食品添加物の機能や役割について、GB2760-2024 には、酸味調整剤、着色料、乳化剤など、食品添加物のさまざま

主な機能カテゴリーが記載されています。食品添加物が食品中で実際にこれらの機能を発揮していれば、食品中で効果を持っている(＝作用する)ことを指します。)

2. 製造ラインでの交差汚染リスク表示(推奨)が行われているか。
3. 精製油や深度加工品など免除条件を満たす場合、表示省略が適切か。

C. 配料表・食品添加物表示

1. 複合配料の展開条件(含有量 25%未満免除)が正しく適用されているか。
2. 食品添加物の表示形式:
 - ・ 通用名称＋機能名の併記。
 - ・ 小包装では INS 番号使用条件を満たしているか。
3. 栄養強化剤の表示ルール(GB 14880 準拠)が遵守されているか。

D. 輸入食品対応

1. 強制表示事項の中外文一対一対応が確保されているか。
2. 原産国表示が最終実質的加工国を正しく示しているか。
3. 輸入商・代理商情報(名称、住所、連絡先)が明確に記載されているか。
4. 生産商在華登録番号(シングルウインドウ登録番号)を取得し記載しているか。

付録2: 日本企業がよく輸出している菓子類、調味料類、酒類の新標準を反映したそれぞれの食品表示と栄養成分表示の事例と注意点を纏めています。こちらもご参考下さい。

1: 菓子類の表示例

・菓子製品の表示義務がある項目:

1. 食品名(製品の実際の属性を反映する国家標準、業界標準、地方標準の名称を指します)
2. 正味量
3. 原材料名
4. 栄養成分表示
5. 製造日と賞味期限(年月日の順で記載し、包装の主表示面の独立した場所に表示する必要がある)(賞味期限が6か月以上の場合、賞味期限と賞味期限の終了日のみ表示可能)
6. 保存条件
7. 輸入業者または代理店の名称、住所、連絡先
8. 原産国
9. 製造企業の登録番号
10. アレルゲン(原材料が8大アレルゲンのいずれかに該当する場合、原材料表示内またはその

近くにアレルギー表示を行う必要がある)

・条件付きで制限がある場合に表示すべき項目:

- 1. 照射情報(照射された原料を使用した場合、原材料表に「照射」「照射加工」と表示する必要があります。電離放射線または電離エネルギーで処理された食品の場合、食品名称の近くに「照射加工食品」または「照射処理済み」と表示する必要があります。)
- 2. 警告文(対応する中国製品規格に警告文の要件がある場合、表示が必要です)
- 3. 食べ方(対応する中国製品規格に食べ方の要件がある場合、表示が必要です)
- 4. 菓子類の製品で名前が単に「菓子」なら、原材料の量を表示する必要はありません。しかし、「くるみ菓子」や「イチゴ菓子」のように名称に「くるみ」や「イチゴ」などの材料が入っている場合、それらの量を定量表示する必要があります。

食品名称: **糕点

净含量: 500 克

配料表:

过敏原信息:

原产国: 日本

贮存条件:

进口商/代理商: ××××××有限公司

地址: 北京市××××××

电话: 010-××××××××

生 产 企 业 在 华 注 册 编 号 : C J P N × × × × × × × × × ×

生产日期: 见包装×× (部位)

保质期至: 见包装×× (部位)

营养成分表

项目	每 100 克或每 100 毫升或每份	营养素参考值%
能量	千焦	%
蛋白质	克	%
脂肪	克	%
——饱和脂肪	克	%
碳水化合物	克	%
——糖	克	%
钠	毫克	%
儿童青少年应避免过量摄入盐油糖。		

・注意事项:

- 1. 予め包装された食品のラベルの必須表示事項は、文字、記号、数字の高さが 1.8 ミリ以上で表示され、文字の高さと幅の比率は 3 を超えてはなりません。
- 2. 予め包装された食品の包装の最大表面積が 150 平方センチメートルを超える場合、栄養成分

表以外の文字、記号、数字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。最大表面積が 400 平方センチメートルを超える場合、栄養成分表以外の文字、記号、数字の高さは 2.5 ミリメートル以上でなければなりません。

3. 製造日および賞味期限の文字の高さは、3.0 ミリメートル以上でなければなりません。但し、予め包装された食品の包装の最大表面積が 35 平方センチメートル未満の場合、製造日および賞味期限の文字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。

4. 必須表示内容の中国語と外国語は一つ一つに対応している必要があります。ラベル上に表示されるその他の外国語または繁体字で表される内容は、標準漢字と対応している必要があります(商標、輸入食品の生産者および住所、外国事業者の名称および住所、ウェブサイトを除く)。

2:調味料の基本事例

・調味料製品の義務表示項目:

1. 食品名(製品の実際の属性を反映できる国家標準、業界標準、地方標準の名称を指す)
2. 正味量
3. 原材料名
4. 栄養成分表示
5. 製造日と賞味期限(年月日順で表示し、包装の主表示面の独立した箇所に記載する)(賞味期間が 6 か月以上の場合は、賞味期限のみの表示も可)
6. 保存方法
7. 輸入業者または代理店の名称、住所、連絡先
8. 原産国
9. 製造業者登録番号
10. アレルゲン(原材料が 8 大アレルゲンのいずれかに該当する場合、原材料名表またはその近くにアレルゲンを表示する必要がある)

・条件付き制限がある場合に表示すべき項目:

1. 放射線照射情報(放射線照射された原材料が使用されている場合、原材料表に「放射線照射」「放射線照射加工」と表示する必要があります。電離放射線または電離エネルギーで処理された食品には、食品名の近くに「放射線照射加工食品」または「放射線処理済み」と表示する必要があります。)
2. 注意表示(該当する中国製品基準に注意表示の要件がある場合、表示が必要です)
3. 食べ方(該当する中国製品基準に食べ方の要件がある場合、表示が必要です)
4. 「サラダソース」等の場合、これは標準名称にあたり、名前に特定の原材料が含まれていないので量の表示は必要ありません。しかし「リンゴサラダソース」など食品名に「リンゴ」が含まれている場合、リンゴの量を定量表示する必要があります。

食品名称：***复合调味料

净含量：300 克

配料/配料表：

致敏原：

原产国：日本

贮存条件：

进口商/代理商：×××××有限公司

地址：北京市×××××

电话：010-××××××××

生产企业在华注册编号：CJPN××××××××××

生产日期：见包装××（部位）

保质期至：见包装××（部位）

营养成分表

项目	每 100 克或每 100 毫升或每份	营养素参考值%
能量	千焦	%
蛋白质	克	%
脂肪	克	%
——饱和脂肪	克	%
碳水化合物	克	%
——糖	克	%
钠	毫克	%
儿童青少年应避免过量摄入盐油糖。		

•注意事项:

1. 予め包装された食品のラベルの必須表示事項は、文字、記号、数字の高さが 1.8 ミリメートル以上で表示され、文字の高さと幅の比率は 3 を超えてはなりません。
2. 予め包装された食品の包装の最大表面積が 150 平方センチメートルを超える場合、栄養成分表以外の文字、記号、数字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。最大表面積が 400 平方センチメートルを超える場合、栄養成分表以外の文字、記号、数字の高さは 2.5 ミリメートル以上でなければなりません。
3. 製造日および賞味期限の文字の高さは 3.0 ミリメートル以上でなければなりません。ただし、予め包装された食品の包装の最大表面積が 35 平方センチメートル未満の場合、製造日および賞味期限の文字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。

4. 必須表示内容の中国語と外国語は一对一对応している必要があります。ラベル上に表示されるその他の外国語または繁体字で表される内容は、標準漢字と対応している必要があります(商標、輸入食品の生産者および住所、外国事業者の名称および住所、ウェブサイトを除く)。

2:酒類の基本事例

酒類製品の強制表示項目:

1. 食品名(製品の実際の性質を反映できる国家標準、業界標準、地方標準の名称)
2. 正味量
3. 原材料名
4. 栄養成分表示
5. 製造年月日および賞味期限(年月日は必ず年、月、日の順で表示し、包装の主要表示面に独立したエリアで表示すること)
6. 保存条件
7. 輸入業者または代理店の名称、住所、連絡先
8. 原産国
9. 製造業者の登録番号
10. アレルゲン(原材料が 8 大アレルゲンに該当する場合、原材料表またはその近くにアレルゲンを表示すること)
11. アルコール度数
12. 警告表示(過度の飲酒は健康に害を及ぼす)

・条件付き制限がある場合に表示すべき項目:

GB7718 では、「果実酒」や「ワイン」は、定量表示免除の標準名称として言及されているので「ぶどう」や「果物」の含有量を表示する必要はありません。但し、GB7718 は標準で言及されている名前だけが標準名とみなされます。その為、「梅酒」は、規格にその名称が無い為、「梅」を定量表示する必要があります。

材料の定量表示方法については、強制的な要求はなく、材料表の中でも外でも表示できます。
表示形式は GB7718 付録 A5 によると以下の表示が可能です。

例:

原料と副原料:**、**、梅(10%)、** もしくは、原料と副原料:**、**、梅、**。
梅の添加量は 10%

又は、「梅子含有量 30%」、「梅子使用量 ≥10%」、「梅子 20～30%」等でも可能です。

食品名称：**发酵酒

原料与辅料：**、**、梅子（10%）、**。
或者 原料与辅料：**、**、梅子、**。
其中梅子添加量 10%。

酒精度：15%vol

原产国：日本

贮存条件：

进口商/代理商：××××××有限公司

地址：北京市××××××

电话：010-××××××××

生产企业在华注册编号：CJPN××××××××××

生产日期：见包装××（部位）

净含量：720mL

过量饮酒 有害健康

・注意事項：

1. 予め包装された食品のラベルの必須表示事項は、文字、記号、数字の高さが 1.8 ミリメートル以上で表示され、文字の高さと幅の比率は 3 を超えてはなりません。
2. 予め包装された食品の包装の最大表面積が 150 平方センチメートルを超える場合、栄養成分表以外の文字、記号、数字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。最大表面積が 400 平方センチメートルを超える場合、栄養成分表以外の文字、記号、数字の高さは 2.5 ミリメートル以上でなければなりません。
3. 製造日および賞味期限の文字の高さは 3.0 ミリメートル以上でなければなりません。ただし、予め包装された食品の包装の最大表面積が 35 平方センチメートル未満の場合、製造日および賞味期限の文字の高さは 2.0 ミリメートル以上である必要があります。
4. 必須表示内容の中国語と外国語は一対一で対応している必要があります。ラベル上に表示されるその他の外国語または繁体字で表される内容は、標準漢字と対応している必要があります（商標、輸入食品の生産者および住所、外国事業者の名称および住所、ウェブサイトを除く）。

【免責事項】

・上記事例は、あくまで代表的な基本事例としてご参考下さい。法令の解釈は、時期によって変わる可能性がありますので、最終的には個別製品毎に通関や市場監督局へご確認頂く事をお勧め致します。

別添 中国食品関連法規最新情報 9－11 月

公布日	地区	影響範囲	法令名称(中文)	法令名称(日文)	原文リンク ※日本からアクセスできない場合があります	概要
市场监督管理总局 市場監督管理局						
9 月 15 日	全国	全食品	市场监管总局关于公开征求重点液态食品道路散装运输相关制度文件意见的通知	市場監督管理総局 重点液体食品の道路バルク運輸に関する制度ファイル(案)に対する意見公募についての通知	https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_a1469b4b031a4195a12746e675129436.html	重点液体食品の道路バルク運輸行為を規範化し、食品安全全連鎖監督管理の弱点を補完して食品安全を確保するため、市場監督管理総局は《重点液体食品道路バルク運輸管理弁法(意見募集稿)》《道路バルク運輸許可制度を実施する重点液体食品目録(意見募集稿)》《液体食品道路バルク運輸連票管理工作規範(意見募集稿)》を起草しました。現在これらの草案について社会に向けて広く意見を募集します。関係するすべての単位および個人からの修正意見を歓迎し、2025 年 10 月 15 日までに市場監督管理総局にご提出ください。
9 月 19 日	全国	乳製品	市场监管总局关于公开征求婴幼儿配方液态乳产品配方注册相关配套文件意见的通知	国家市場監督管理総局による『乳幼児用調整液状乳製品処方登録関連付帯ファイル』に関する	https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_86a31e570aef	食品安全法、食品生産許可管理弁法等の法規章及び関連食品安全国家基準に基づき、国家市場監督管理総局

				意見募集のお知らせ	484baf433a980af00f3a.html	は乳幼児用調整液状乳製品処方登録関連付帯ファイルを起草しました。現在同文件について社会に向けて意見を公開募集しております。関係各単位及び個人の皆様からのご意見を歓迎いたします。ご意見は2025年10月19日までに国家市場監督管理総局へご提出ください。
9月29日	全国	全食品	市场监管总局关于发布《食品中坎地沙坦酯、拉西地平、阿齐沙坦的测定》等6项食品补充检验方法的公告	市場監督管理総局が《食品中カンデサルタンセスチル、ラシジピン、アジルサルタンの測定》など6項目の食品補充検査方法の公告	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/spcjs/art/2025/art_0fa91ac2c946482894bb854d4f506c24.html	市場監督管理総局が《食品中カンデサルタンセスチル、ラシジピン、アジルサルタンの測定》など6項目の食品補充検査方法を承認し公布した。
10月18日	全国	全食品	市场监管总局办公厅关于发布食品中非法添加育亨宾、卡宾达树皮等物质有毒有害认定意见的通知	市場監督管理総局事務局による、食品中におけるヒペルジンやカビンダ樹皮などの物質の有害性の認定意見の公表に関する通知	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/art_7d3c1941d493408eb57a0038fd14358b.html	専門家意見に基づき認定:食品中への違法添加に用いられるヨヒンベ及びその系列誘導体、又は当該化合物を含有するカビンダ樹皮等の物質は、「有毒・有害な非食品原料」に該当する。
10月18日	全国	全食品	市场监管总局办公厅关于发布西布曲明及其系列衍生物有毒有害认定意见及执法检验方法	市場監督管理総局弁公庁がシブトラミン及びその系列誘導体の有毒・有害認定意見並びに執法	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/	専門家意見に基づき認定:食品中のシブトラミン及びその系列誘導体は、「有毒・有害な非食品原料」に該当す

			的通知	検査方法を発布する通知	art_935c1a68c87445729ad2e6c1d88607c6.html	る。
11 月 7 日	全国	電子商取引	市场监管总局指导 8 家平台企业发起食品安全管理自律公约	市場監督管理総局による 8 社のプラットフォーム企業を指導、食品安全管理自主規制規約を發起	https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_7cd83fd88a0b41c49717eb565f5b6b05.html	このほど、食品安全主体责任の強化と徹底を図り、安全で安心できるネット食品消費環境を整備するため、市場監督管理総局は京東(ジンドン)、美团(メイトゥアン)、拼多多(ピンドウドウ)、抖音電商(ドウイン)、淘宝(タオバオ)、微信小店(ウェイシン)、快手電商(クワイショウ)、小紅書(シャオホンシュ)の 8 社のネット食品取引第三者プラットフォーム企業を指導し、共同で《ネット食品取引第三者プラットフォーム食品安全管理自主規制規約》(以下《規約》という)を發起し、調印した。 ネット食品安全水準の向上において、核心は責任の徹底にあり、鍵を握るのはプラットフォーム企業である。《規約》はプラットフォーム企業の食品安全自主規制管理の強化を目的とし、現在のネット食品安全リスク問題に焦点を当て、8 社のプラットフォーム企業が食品

						安全管理制度の実施、プラットフォーム参入食品生産販売者の資格情報審査、プラットフォーム販売行動のモニタリングとリスク排除、プラットフォーム「ブラックリスト」の協力・共有、ネット食品取引執法協力調査、社会的監督の積極的受け入れの6つの面から、一連の硬直的な措置を打ち出した。主な内容は以下の通り: 関連政務データ検証プラットフォーム、ビデオ検証、経営住所の位置情報検証、現地確認などの手段を活用した資格情報審査; 人工知能、ビッグデータなどの技術手段を利用したネット販売食品のラベル、宣伝販売、消費者評価などの行動・情報に対するモニタリング排除の全対象カバー; プラットフォーム参入食品生産販売者「ブラックリスト」の協力構築、関連主体がアカウントを変更して再び「参入」するのを防止し、情報共有とプラットフォーム間の相互規制を提唱し、「一か所で違法行為をすると、全ネットで制限を受ける」ことになる。
--	--	--	--	--	--	--

農業農村部						
10 月 29 日	全 国	スイートコー ン	农业农村部食物与营养发展研究所关于公开征求《鲜食玉米品质评价技术规范》农业行业标准意见的通知	農業農村部 食物・栄養開発研究所による「生食用トウモロコシの品質評価技術規範」農業業界標準に関する意見公募の通知	https://ifnd.caas.cn/xwzx/xxgg/192c99fc8412422c97a22d270e9b4e2c.htm	農業農村部食物栄養発展研究所による「生食用トウモロコシ品質評価技術規範」農業業界標準に関する意見公募通知、意見公募締切は 2025 年 11 月 28 日。
その他						
9 月 25 日	全 国	全食品	关于发布《食品安全国家标准 食品中污染物限量》(GB 2762-2025) 等 32 项食品安全国家标准和 2 项修改单的公告 (2025 年 第 6 号)	食品安全国家标准『食品中污染物質限量』(GB 2762-2025) 等 32 項及び 2 項の修正単公布に関する公告 (2025 年第 6 号)	https://www.nhc.gov.cn/sps/c100088/202509/5dc5e1e2b26d4d27a7913b9e71bbe931.shtml	『中華人民共和国食品安全法』の規定に基づき、食品安全国家标准審評委員会の審査を通過したため、『食品安全国家标准 食品中污染物質限量』(GB 2762-2025) 等 32 項の食品安全国家标准及び 2 項の修正単を公布
9 月 10 日	全 国	有機食品	国家认监委关于发布新版《有机产品认证实施规则》的公告	国家認証監督委員会による新版『有機製品認証実施規則』の公布についてのお知らせ	https://www.cnca.gov.cn/zwx/gg/2025/art/2025/art_1cb41fa8499241979f6ac99358552111.html	有機製品の認証制度をさらに改善し、有機製品の認証活動を規範化し、有機製品認証の公信力と有効性を向上させるため、中華人民共和国認証認可規則および『有機製品認証管理方

						法』などの規定に基づき、国家認監委は『有機製品認証実施規則』(国家認監委 2019 年第 21 号公告)を改訂しました。改訂後の新しい『有機製品認証実施規則』をここに公布し、関連事項について以下の通り公告します。
9 月 29 日	全国	食品添加剂	关于公开征求蔗糖 1-果糖转移酶等 7 种食品添加剂新品种意见-国家食品安全风险评估中心	砂糖 1-フルクトース転移酵素など 7 種類の食品添加物の新規品種に関する意見の公募について - 国家食品安全リスク評価センター	https://cfsa.net.cn/spaqbz/xzxkzqyj/2025/15608.shtml https://news.foodmate.net/2025/09/727042.html (日本からアクセスする場合)	『食品添加物新規品目管理方法』および『食品添加物新規品目申請と受理規定』に基づき、スクロース 1-フルクトース転移酵素など 3 種の食品添加物新規品目、食品栄養強化剤の新規品目ラクトース-N-テトラサッカライド、使用範囲拡大の食品添加物二酸化炭素、品質規格補足の食品栄養強化剤 2'-フコシルラクトースおよびラクトース-N-新テトラサッカライドの申請について、その安全性と技術的必要性は専門家委員会による技術審査で承認されました(詳細は添付資料参照)。現在、意見を公募しています。
9 月 12 日	全国	全食品	全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国食品安全法》的决定	全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国食品安全法』の改正に関する決定	http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202509/t20250912_44	第十四期全国人民代表大会常務委員会第十七回會議は、『中華人民共和国食品安全法』について以下の改

					7764.html	正を行うことを決定する。 一、第四十一条に四款(第二款から第五款)を追加する。「国家は重点液体食品の道路散込み輸送について許可制度を実施する。道路運輸事業者が重点液体食品の散込み輸送を行う場合、食品安全確保の要求に適合する専用輸送容器、作業者及び管理制度等を有し、法律に基づき県級以上地方人民政府食品安全監督管理部門が発給する輸送許可証を取得しなければならない。」 二、第八十一条、第八十二条、第一百二十四条中の「乳児・幼児用調製粉乳」の後に「乳児・幼児用調製液体乳」を追加する。 三、第一百三十二条に三款(第二款から第四款)を追加する。「本法の規定に違反し、道路運輸事業者が重点液体食品の散込み輸送について要求どおりに行わなかった場合、前款の規定により処罰する。情状が重大な場合、免許証の取消しに加え、さらに五万元
--	--	--	--	--	---------------------------	--

						以上五十万元以下の罰金に処する。」
10 月 23 日	全 国	タピオカ粉	中国商业联合会关于《木薯淀粉》推荐性国家标准(征求意见稿)征求意见的通知	中国商業連合会 『タピオカ澱粉』推奨的国家標準(意見募集稿)に関する意見募集通知	关于《木薯淀粉》推荐性国家标准(征求意见稿)征求意见的通知 - 中国商业联合会 https://bbs.foodmate.net/thread-1412799-1-1.html (日本からアクセスする場合)	中国商業連合会 『タピオカ澱粉』推奨的国家標準(意見募集稿)に関する意見募集通知
10 月 17 日	全 国	乳製品	关于征求《α-乳白蛋白》等 3 项行业标准(征求意见稿)意见的通知	「α-乳清アルブミン」など 3 件の業界標準(意見募集稿)に関する意見募集の通知について	https://mp.weixin.qq.com/s/tOUVKdWulf3aYbBSLOwDbg https://down.foodmate.net/info/sort/1/37767.html (日本からアクセスする場合)	全国食品工業標準化技術委員会 工業発酵分技術委員会による『α-ラクトアルブミン』など 3 件の業界標準(意見公募案)に関する意見募集の通知。意見募集の締め切りは 2025 年 11 月 17 日までです。
10 月 22 日	全 国	食品添加剂	关于公开征求木聚糖酶等 10 种食品添加剂新品种意见	キシラナーゼなど 10 種類の食品添加物の新規品種に関する意見	https://cfsa.net.cn/spaqbz/xzxkzqyj/2025	『食品添加物新種類管理弁法』及び『食品添加物新種類申告受理規定』に

				募集について	/15682.shtml https://www.cnhfa.org.cn/index/zcfg/show.html?id=10145&language=zh-cn (日本からアクセスする場合)	基づき、食品添加物新種類であるキシラナーゼ及びセルラーゼ、食品栄養強化剤新種類である 3-フコシルラクトース、使用範囲が拡大された 3 種類の食品添加物(カードラン等)、並びに品質規格要求が追加された 4 種類の食品添加物(リコペン等)の申請について、その安全性及び製造技術の必要性は専門家評価委員会の技術審査を通過いたしました(詳細は添付ファイル参照)。現在、広く意見を募集しております。関連するご意見は 2025 年 11 月 22 日までに当センターのメールアドレス(zqyj@cfsa.net.cn)へご提出ください。期限を過ぎた場合は、意見なしとみなします。
11 月 18 日	全国	新食品原料	国家食品安全风险评估中心发布牡丹籽油等 8 种新食品原料公开征求意见	国家食品安全風險評価センター、牡丹籽油など 8 種類の新食品原料について意見募集を実施	牡丹籽油等 8 种新食品原料公开征求意见-国家食品安全风险评估中心 https://www.foodscn.cn/jianguan/14514 (日本からアクセスす	国家衛生健康委員会の委託を受け、『中華人民共和国食品安全法』及び『新食品原料安全性審査管理弁法』の規定に基づき、牡丹籽油など 8 種類の新食品原料が専門家評議委員会の技術審査を通過いたしました。現在、広くご意見を募集しております。ご意

					る場合)	見は 2025 年 12 月 18 日までに当センターへご提出ください。期限後のものは受け付け出来ません。
11 月 18 日	全国	コーヒー	关于对国家标准《咖啡 感官分析 术语》征求意见的通知	国家標準『コーヒー 感覚分析用語』に関する意見募集の通知	关于对国家标准《咖啡 感官分析 术语》征求意见的通知	国家標準『コーヒー官能分析用語』の意見募集、締切は 2026 年 1 月 27 日。
11 月 19 日	全国	三新食品	关于威尼斯镰刀菌蛋白等 14 种“三新食品”的公告	フザリウム・ベナネタムタンパク質など 14 種類の「三新食品」に関する公告	https://www.nhc.gov.cn/sps/c100088/202511/f5f423bd3f9647b99627a1b315c7244e.shtml	中華人民共和国食品安全法に基づき、審査機関は専門家を組織して、フザリウム・ベナネタムタンパク質などの 3 種類の物質について新規食品原料としての申請、分岐酵素など 8 種類の物質について食品添加物の新規品種としての申請、C.I.顔料ホワイト 21 などの 3 種類の物質について食品関連製品の新規品種としての安全性評価資料を審査し、承認しました。
12 月 2 日	全国	食品標準	国家标准委关于下达 2025 年《棕榈油》等第十一批推荐性国家标准计划及相关标准外文版计划的通知(国标委发〔2025〕69 号)	国家標準委員会による 2025 年「パーム油」など第 11 回推奨国家標準計画および関連標準の外国語版計画の通知(国標委発〔2025〕69 号)	https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=450754FBFAC5A00AE06397BE0A0A5D1C	国家標準委員会による 2025 年『パーム油』『穀物・油脂の検査 脂質含量の測定』『緑豆』など第 11 次推奨国家標準計画および関連標準の外国語版計画に関する通知

以上